令和８年度　第１回市長会議次第

令和８年４月２２日（水）１１：００
新栃木県自治会館　４階　会議室Ａ

１　開　　会

２　あいさつ
⑴　会長あいさつ
⑵　再選市長あいさつ
⑶　栃木県総合政策部長あいさつ

３　報告事項
⑴　会務報告について　〔資料１・１－１・１－２〕
⑵　市長会長及び副会長の役職について　〔資料２〕
⑶　全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について（５～１０月）　〔資料３〕

４　協議事項
⑴　役員・委員の推薦について
※事務局案のとおり決定
①　全国市長会　〔資料４〕
理　事（１名）
評議員（３名）
②　全国市長会関東支部　〔資料５〕
理　事（１名）
③　栃木県市長会代表役職　〔資料６〕
・改選(10 団体 11 役職)
ア　栃木県都市計画審議会
イ　栃木県公立学校施設整備期成会
ウ　栃木県国土利用計画地方審議会
エ　(公財）栃木県市町村振興協会
オ　(公財)とちぎ建設技術センター
カ　(一社）栃木県農業会議
キ　保証事業栃木協議会
ク　栃木県緑の少年団連盟
ケ　とちぎ木づかい促進協議会
コ　園芸大国とちぎづくり推進会議
・新たな役職(２団体２役職)
ア　新とちぎ未来創造プラン評価会議(仮)

イ　新県立病院基本構想策定委員会

⑵　県に対する要望について（春季）１３件　〔資料７・７－１〕

※原案のとおり決定

⑶　国に対する要望について

※原案のとおり決定

① 全国市長会関東支部提出議案　〔資料８〕

② 国に対する要望（新規）７件　〔資料９・９－１〕

５　その他

⑴ 栃木県市町村長会議の協議案件について　〔資料１０〕

６　閉　会

資料１

栃木県市長会会務報告

期　日	種　別	概　要
R8. 1. 14 (水)	第４回市長会議	栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。 〔報告〕 ⑴　会務報告について ①　安全・安心の道づくりを求める要望 ②　ようこそ赤ちゃん！支え愛事業の推進に係る連携協定 ③　令和８年度都市税財源の充実確保に関する緊急要請について ⑵　外部からの要請・要望等について ①　栃木県退職者連合 〔協議〕 ⑴　令和７年度栃木県市長会一般会計補正予算（第１号）(案)について ⑵　令和８年度法令外負担金審議について ⑶　令和８年度栃木県市長会事業計画（案）について ⑷　令和８年度栃木県市長会歳入歳出予算（案）について ⑸　栃木県市長会代表役職の推薦について
R8. 1. 28 (水)	全国市長会各委員会	東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「ＪＡ共済ビル」、「東京ガーデンテラス紀尾井町」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和８年度政府予算案のうち各委員会所管事項及び重点事項等について、関係省庁から説明を聴取し、意見交換を行った。
R8. 1. 28 (水)	全国市長会理事・評議員合同会議	東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。 〔講演〕 地方行財政の課題 総務事務次官　原　邦彰　氏 〔報告〕 ⑴　令和８年度国の施策及び予算に関する提言について ⑵　諸会議の開催状況等について 〔協議〕 ⑴　令和８年度全国市長会収支予算（案）等について ⑵　第９６回全国市長会議（通常総会）開催要領（案）について

期　日	種　別	概　要
R8. 2.4（水） ～2.5（木）	市長調査研究及び秘書担当課長研修会	愛知県田原市において、下記のとおり調査研究を行った。 ・田原市の農業について（田原市・ＪＡ愛知） ・トヨタ生産方式について（トヨタ自動車田原工場）
R8. 2.26（木）	共同宣言の実施	事業承継支援に関係する機関の連携体制を強化し、一体となって取り組みを促進していくため、県及び関係団体との共同宣言を実施した。【資料１－１】
R8. 2. 26（木）	協定の締結	ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業の実施について、栃木県、栃木県市長会、栃木県町村会及び那須高原リゾート開発株式会社の４者間で協定を締結した。【資料１－２】
R8. 4. 8（水）	全国市長会関東支部役員会	次の事項について、協議については原案のとおり決定し、報告については了承した。 〔協議〕 ⑴ 令和８度全国市長会関東支部歳入歳出予算（案）について ⑵ 第１１５回全国市長会関東支部総会の開催日程等について ⑶ 各都県市長会提出議案の取扱いについて ⑷ 全国市長会及び全国市長会関東支部次期役員の推薦について ⑸ 次期役員会の開催日程等について 〔報告〕 ⑴ 関東支部会務報告について ⑵ 市区長選挙の結果報告について ⑶ 全国市長会関東支部役員の異動について ⑷ 全国市長会役員の異動について 〔その他〕 ⑴ 全国市長会会長選挙について
R8. 4. 8（水）	全国市長会理事会	東京都千代田区「全国都市会館」において開催され、報告について了承した。 〔講演〕 「自治体の人手不足－１０年後どうなる、どうする」 早稲田大学政治経済学術院 教授 稲継 裕昭 氏 〔報告〕 ⑴ 諸会議の開催状況等について ⑵ その他

資料 1－1

事業承継推進共同宣言

本県経済の持続的発展に向けては、事業承継を推進し、県内企業の事業や技術などの経営資源を次世代に引き継いでいくことが必要不可欠であります。

本県においては、これまでの取組の結果、後継者不在の企業の割合は、年々減少しているものの、更なる取組の促進が必要な状況にあります。

私たちは、本県における事業承継のより一層の推進に向け、以下の取組に共同して取り組んでいくことを宣言します。

〈取組内容〉

○ 必要性等に関する意識啓発

○ 支援機関や実施する支援策についての情報提供

○ 事業者からの相談への対応

○ 事業者の支援ニーズの把握

○ 事業者の支援ニーズに対応できる支援機関への仲介

令和8年2月26日

〈共同宣言団体〉

【行政機関等】栃木県、栃木県事業承継・引継ぎ支援センター
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

【商工団体】 一般社団法人栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県中小企業団体中央会

【金融機関等】(株)足利銀行、(株)栃木銀行、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、真岡信用組合、那須信用組合
(株)日本政策金融公庫 宇都宮支店及び佐野支店、
(株)商工中央金庫 宇都宮支店及び足利支店、栃木県信用保証協会

【その他機関】栃木県よろず支援拠点

資料 1－2

ようこそ赤ちゃん！支え愛事業の推進に係る連携協定書

栃木県（以下「甲」という。）、栃木県市長会（以下「乙」という。）、栃木県町村会（以下「丙」という。）及び那須高原リゾート開発株式会社（以下「丁」という。）は、「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業（以下「事業」という。）」の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 本協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携・協力を行い、栃木県内に住む全ての母親等が、社会的に孤立することなく地域全体で子育てを支えられているということを実感でき、妊娠から出産、子育て期までの切れ目のない支援が受けられる体制の整備に資することを目的とする。

（連携・協力する事項）

第２条 甲、乙、丙及び丁は、次の各号に定める役割を担い、事業の推進のため必要な連携・協力を行うものとする。

（１）甲は、事業を実施するために必要な事項について、総合的な調整を行う。

（２）乙及び丙に属する市町（以下「市町」という。）は、丁が用意する子育て応援商品（以下「協賛品」という。）を概ね子の年齢が３歳の子育て家庭に贈呈するとともに、必要な支援を母子等に行う。

（３）丁は、協賛品の提供をとおして、母子等を支援していく。

（４）前三号に掲げるもののほか、甲、乙、丙及び丁が必要と認める事項に関すること。

（事業の実施方法）

第３条 事業は、次の各号に定めるところにより実施する。

（１）市町は、事業の実施に必要な協賛品の数量及び配送先を、別に定める日までに甲に報告する。

（２）甲は、市町から報告のあった協賛品の数量等を取りまとめ、甲と丁が協議して別に定める日までに丁に報告する。

（３）丁は、甲から報告を受けた事業の実施に必要な協賛品を無償で提供するものとし、甲と丁が協議して別に定める日までに市町に配送する。

（４）前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要な事項は、甲が乙、丙（又は市町）及び丁と協議して別に定めるものとする。

（協賛品の利用）

第４条 甲及び市町は、協賛品を事業にのみ利用するものとする。

（個人情報の取扱い）

第５条 第３条に規定する報告については、個人情報を一切含めないものとする。

（有効期間）

第６条 本協定の有効期限は、令和８（2026）年２月26日から令和９（2027）年３月31日までとする。ただし、有効期間の満了１か月前までに甲、乙、丙又は丁から終了の申し出がないときは、更に翌年３月３１日まで有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（変更又は解除）

第７条 甲、乙、丙又は丁が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙、丙及び丁で協議の上、その対応を決定するものとする。

（その他）

第８条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自１通を保有するものとする。

令和８（2026）年２月26日

甲　栃木県宇都宮市塙田一丁目１番２０号
栃木県
栃木県知事　福田富一

乙　栃木県宇都宮市昭和一丁目２番１６号
栃木県市長会
会　長　佐藤栄一

丙　栃木県宇都宮市昭和一丁目２番１６号
栃木県町村会
会　長　古口達也

丁　栃木県那須郡那須町大字大島１０４２番１号
那須高原リゾート開発株式会社
代表取締役社長
鈴木知也

資料２

栃木県市長会長の県附属機関等の役職

令和8年4月22日現在

番号	団体名	役職名	任期	任期満了日
1	栃木県防災会議	委員	２年	令和9年9月
2	(公財)栃木県消防協会	顧問	任期なし	
3	栃木県人権教育・啓発推進県民会議	委員	任期なし	
4	栃木県「県民の日」実行委員会	副会長	任期なし	
5	北方領土返還要求運動栃木県民会議	会員	任期なし	
6	東北縦貫自動車道建設同盟会	会員	任期なし	
7	栃木県交通安全対策協議会	委員	任期なし	
8	栃木県交通安全対策会議	委員	３年	令和9年3月
9	栃木県薬物乱用対策推進本部	本部員	任期なし	
10	「小さな親切」運動栃木県本部	顧問	２年	令和9年5月
11	日本赤十字社栃木県支部	副支部長	３年	令和10年5月
12	栃木県国保事業充実強化推進協議会	構成員	任期なし	
13	(一財)栃木県青年会館	顧問	１年	年度ごと
14	栃木県藤楓協会	理事	３年	令和10年4月
15	(社福)栃木県共同募金会	顧問	任期なし	
16	栃木県信用保証協会	理事	３年	令和10年8月
17	栃木県中小企業団体中央会	特別会員	任期なし	
18	栃木県県土整備事業協議会	副会長	２年	令和8年6月
19	栃木県地方税務協議会	顧問	任期なし	
20	栃木県地域留学生交流推進協議会	構成員	任期なし	
21	栃木県国会等移転促進県民会議	副会長	２年	令和8年7月
22	(公財)栃木県暴力追放県民センター	副会長	任期なし	
23	(公財)栃木県市町村振興協会	理事長	２年	令和8年6月
24	東京栃木県人会	会友	任期なし	
25	栃木県暴走族等根絶対策協議会	構成員	任期なし	
26	とちの環県民会議	運営委員	２年	令和8年5月
27	栃木県国民保護協議会	委員	２年	令和9年9月
28	栃木県安全で安心なまちづくり県民会議	副会長	任期なし	
29	栃木県農地水多面的機能保全推進協議会	副会長	５年	令和9年3月
30	関東地方非常通信協議会	委員	任期単年	
31	とちぎ未来クラブ	副会長	任期なし	
32	栃木県アンテナショップ協議会	副会長	任期なし	平成23年3月～
33	栃木県観光振興・復興県民会議	構成員	任期なし	平成23年12月～
34	栃木県「山の日」協議会	委員	任期なし	平成25年11月～
35	「本物の出会い　栃木」観光プロモーション協議会	副会長	３年	令和11年3月
36	全国市長会防災対策特別委員会	委員	任期なし	平成30年7月～
37	とちぎカーボンニュートラル実現会議	委員	１年	令和8年5月
39	(公社)栃木県防犯協会	副会長	２年	令和9年5月定時総会

◎会長充て職から外れる役職

38	栃木県自治会館建設委員会	委員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで

栃木県市長会副会長の県附属機関等の役職

令和8年4月22日現在

番号	団　　体　　名	役職名	任　期	任期満了日
1	全国市長会	理　事	１年	令和8年6月
2	栃木県市町村総合事務組合	副管理者	２年	令和10年4月
3	（公財）栃木県農業振興公社	評議員	４年	令和10年6月
4	（公財）栃木県環境保全公社	評議員	４年	令和11年6月
5	東京栃木県人会	会　友	任期なし	
6	とちぎの元気な森づくり県民会議	監　事	２年	令和8年5月
7	とちぎ女性活躍応援団	代表者	任期なし	平成28年9月～
9	(株)とちぎテレビ	取締役	１年	令和8年6月～(予定)

◎副会長充て職から外れる役職

8	栃木県自治会館建設委員会	委　員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで

資料３

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程（5月～10月）

関東支部役員会　（県会長・顧問：宇都宮市長、理事：鹿沼市長）
- 日　　時　　令和８年５月１９日（火）午後１時３０分～
- 場　　所　　富岡市役所（群馬県富岡市）※総会会場に宿泊

第１１５関東支部総会　（全市長）
- 日　　時　　令和８年５月２０日（水）午前１０時～
- 場　　所　　ホテル天坊（群馬県渋川市）

栃木県市町村長会議　（全市長）
- 日　　時　　令和８年５月２２日（金）午後３時～
- 場 所 等　　栃木県公館

全国市長会理事・評議員合同会議
（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、評議員：栃木市長・小山市長・下野市長）
- 日　　時　　令和８年６月９日（火）午前１０時３０分～
- 場　　所　　日本都市センター会館

全国市長会分科会　（全市長）
- 日　　時　　令和８年６月９日（火）午後１時～
- 場　　所　　ルポール麹町　ほか

市長フォーラム　（全市長）
- 日　　時　　令和８年６月９日（火）午後３時３０分～
- 場　　所　　ニッショーホール

第 94 回全国市長会議　（全市長）
- 日　　時　　令和８年６月１０日（水）午前１０時～
- 場　　所　　ホテルニューオータニ

全国市長会各委員会　（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、新評議員）
- 日　　時　　令和８年６月１０日（水）総会終了後
- 場　　所　　ホテルニューオータニ

全国市長会理事・評議員合同会議
（県会長・相談役：宇都宮市長、理事：那須烏山市長、新評議員）
- 日　　時　　令和８年７月１５日（水）　　各委員会：午前１０時～
  理事・評議員合同会議：午後１時～
- 場　　所　　全国都市会館ほか

令和８年度第２回市長会議　（全市長）
- 日　　時　　令和８年７月２８日（火）　　会議：午後２時～
  知事を囲む懇談会：午後５時～
- 場　　所　　佐野市

令和８年度副市長会議　**（全副市長）**

・日　　時　　令和８年８月２１日（金）午後３時～
・場　　所　　栃木県自治会館（宇都宮市）

栃木県政策懇談会　**（全市長）**

・日　　時　　令和８年８月２７日（木）午後２時～
・場 所 等　　栃木県公館

全国都市問題会議　**（全市長）**

・日　　時　　令和８年１０月８日（木）～９日（金）
・場　　所　　やまぎん県民ホール（山形県山形市）

令和８年度第３回市長会議　**（全市長）**

・日　　時　　令和８年１０月２１日（水）午前１０時００分～
・場　　所　　下野市

関東支部役員会　**（県会長・顧問：宇都宮市長、新理事）**

・日　　時　　令和８年１０月２２日（木）～２３日（金）
・場　　所　　ホテルグランビュー高崎（群馬県高崎市）

資料４

全国市長会役員調べ

事務局案

○印：評議員　　任期：１年

年度 / 市	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
宇都宮				副会長	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	副会長	相談役	相談役	相談役	相談役
足　利	○				○				○			○				○
栃　木			○				○				○				○	
佐　野	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事			○			
鹿　沼			○				○				○	理事	理事	理事		
日　光			○				○					○				○
小　山				○				○			○				○	
真　岡				○				○				○				○
大田原		○				○				○				○		
矢　板	○				○				○				○			
那須塩原		○				○				○				○		
さくら	○				○				○				○			
那須烏山		○				○				○				○	理事	理事
下　野				○				○			理事				○	

（２）全国市長会

（令和８年２月１７日現在）

役職名	市区名	市区長名	次期	備考
副会長	東村山市長	渡部　尚	山梨県　１名	
	本庄市長	吉田信解	―	会長推薦
理事	新宿区長	吉住健一	東京都　３名	計１４名
	台東区長	服部征夫		
	多摩市長	阿部裕行		
	横須賀市長	上地克明	神奈川県　２名	
	藤沢市長	鈴木恒夫		
	羽生市長	河田晃明	埼玉県　２名	
	蕨市長	頼髙英雄		
	成田市長	小泉一成	千葉県　２名	
	南房総市長	石井　裕		
	北茨城市長	豊田　稔	茨城県　２名	
	水戸市長	高橋　靖		
	那須烏山市長	川俣純子	栃木県　１名	
	みどり市長	須藤昭男	群馬県　１名	
	上野原市長	村上信行	山梨県　１名	
評議員	昭島市長	臼井伸介	東京都　７名	計３８名
	江戸川区長	斉藤　猛		
	豊島区長	高際みゆき		
	稲城市長	髙橋勝浩		
	府中市長	高野律雄		
	板橋区長	坂本　健		
	―	―		
	茅ヶ崎市長	佐藤　光	神奈川県　４名	
	平塚市長	落合克宏		
	座間市長	佐藤弥斗		
	南足柄市長	加藤修平		
	ふじみ野市長	小野克典	埼玉県　６名	
	桶川市長	森田光一		
	三郷市長	木津雅晟		
	東松山市長	森田光一		
	さいたま市長	清水勇人		
	―	―		
	袖ケ浦市長	粕谷智浩	千葉県　６名	
	匝瑳市長	宮内康幸		
	鎌ケ谷市長	芝田裕美		
	柏市長	太田和美		
	四街道市長	鈴木陽介		
	旭市長	米本弥一郎		

	坂東市長	木村敏文	茨城県　6名	
	下妻市長	菊池博		
	高萩市長	大部勝規		
	ひたちなか市長	大谷明		
	—	—		
	—	—		
	下野市長	坂村哲也	栃木県　3名	
	小山市長	浅野正富		
	栃木市長	大川秀子		
	伊勢崎市長	臂泰雄	群馬県　3名	
	藤岡市長	新井雅博		
	前橋市長	小川晶		
	大月市長	小林信保	山梨県　3名	
	甲府市長	樋口雄一		
	甲州市長	鈴木幹夫		

※　任期は、全国市長会総会（令和８年６月１０日）から次の総会まで

委 員 会

４の委員会が設置され、所管事項に係る調査研究その他政策審議を行う。

各委員会の構成は、理事、評議員、支部長、都道府県市長会会長、特別委員会委員長、協議会会長からなり、副会長及び相談役は、担当事項を所管する委員会の会議に出席できる。

委員会の設置及びその所管事項並びに組織、運営に関する事項については、評議員会に諮って会長が定める。

⑴	行政委員会	地方自治制度、選挙制度、都市振興方策及び地方公務員制度に関する事項等（担当：行政部）
⑵	財政委員会	地方財政制度、地方税制度及び地方公営企業制度に関する事項等（担当：財政部）
⑶	社会文教委員会	厚生労働行政及び文教科学行政に関する事項等（担当：社会文教部）
⑷	経済委員会	経済産業行政、国土交通行政、農林水産行政及び環境行政に関する事項等（担当：経済部）

資料５

全国市長会関東支部役員調べ

事務局案

○印：理事　　任期：１年

年度 / 市	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8
宇都宮	県会長	副支部長 県会長	支部長 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	副支部長 県会長・顧問	支部長 県会長・顧問	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長	顧問 県会長
足　利						○										
栃　木								○								
佐　野											○					
鹿　沼				○											○	
日　光	○								監事							
小　山							○									
真　岡					○									○		
大田原									○							
矢　板										○						
那須塩原					監事											○
さくら		○										○				
那須烏山		監事											○			
下　野				○									監事			

役員関係参考資料

（１）全国市長会関東支部

（令和８年２月１７日現在）

役職名	市区名	市区長名	次期
支部長	笛吹市長	山下政樹	群馬県
副支部長	高崎市長	富岡賢治	埼玉県
理事	新宿区長	吉住健一	各都県から１名
	小田原市長	加藤憲一	
	蕨市長	頼髙英雄	
	木更津市長	渡辺芳邦	
	桜川市長	大塚秀喜	
	鹿沼市長	松井正一	
	沼田市長	星野稔	
	上野原市長	村上信行	
監事	昭島市長	臼井伸介	埼玉県
	横須賀市長	上地克明	千葉県
都県市長会会長	福生市長	加藤育男	各都県市長会会長
	鎌倉市長	松尾崇	
	本庄市長	吉田信解	
	成田市長	小泉一成	
	守谷市長	松丸修久	
	宇都宮市長	佐藤栄一	
	高崎市長	富岡賢治	
	笛吹市長	山下政樹	

※　任期は、支部総会（令和８年５月２０日）から次の総会まで。
　　但し、都県市長会長の任期は、各都県市長会で決定した期間とする。

資料６

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和8年4月22日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	（公財）とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	（公社）とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					

◎廃止となる役職

21	とちぎ創生１５戦略評価会議	委員	５年（～令和8.3）														○
28	栃木県次期プラン策定懇談会	委員	委嘱の日～令和8.3		○												
29	栃木県農政審議会	委員	令和6.12～令和8.12 ※計画策定時のみ設置							○							
30	栃木県人口未来会議	委員	令和7.4～令和8.3										○				

◎改選となる役職

2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和8.4市長会議)		○												
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和8.6）				理		理					監	理		
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和8.6）							○							
8	（公財）栃木県市町村振興協会	監事	２年(～令和8.6)												○		
15	（公財）とちぎ建設技術センター	理事	２年(～令和8.6)								○						○
22	（一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和8.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和8.6)						○								
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和8.7)			○											
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和8.4市長会議)									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和8.4市長会議)								○						

◎新たに追加となる役職

31	新とちぎ未来創造プラン評価会議(仮)	委員	５年(～令和13.3)														
32	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年(～令和11.3)														

○代表役職の就任数	0	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3

栃木県市長会代表役職の選出方法

◆各市長の役職数　⇒　５つ以内とする。
　ただし、会長は原則として役職に就任しない。

◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

代表役職が、４つ以内の市長の希望を確認する。

①１市の場合　　⇒　希望市に決定

②複数市の場合　　⇒　希望市の中で就任役職の少ない市から建制順

③希望市なしの場合　⇒　５つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
（副会長は、建制順によらず最後とする。）

◆任期のない役職については、２年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則　この取決めは、平成１２年１０月６日から適用する。
　　ただし、任期のない役職については、平成１３年度から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年１月１５日から適用する。

附則　この取決めは、平成１５年８月４日から適用する。

附則　この取決めは、平成１６年４月１３日から適用する。

附則　この取決めは、令和６年４月２５日から適用する。

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和8年4月22日現在

番号	役職名		任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
1	栃木県農業信用基金協会	理事	３年（～令和9.6）											○			
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員	３年（～令和9.7）										○				
5	栃木県医療審議会	委員	２年（～令和8.11）										○				
6	栃木県国民健康保険審査会	委員	３年（～令和10.11）					○								○	
8	（公財）栃木県市町村振興協会	評議員	４年(～令和10.6)											評			
9	栃木県水防協議会	委員	３年（～令和10.5）			○											
10	栃木県社会福祉審議会	委員	３年（～令和8.7）				○										
11	栃木県環境審議会	委員	３年（～令和10.7）							○							
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員	３年（～令和9.3）					○									
13	（公財）栃木県国際交流協会	評議員	４年（～令和9.6）								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員	３年（～令和9.12）														○
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事	４年(～令和10.6)						監			評				評	
16	栃木県人権施策推進審議会	委員	３年（～令和10.9）												○		
17	栃木県市町村総合事務組合	議員	２年（～令和10.3）		○	○	○	○									
18	栃木県後期高齢者医療審査会	委員	３年（～令和11.3）		○	○											
19	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事	２年（～令和9.6）					○									
20	（公財）栃木県育英会	理事	２年（～令和9.6）													○	
26	栃木県競技力向上対策本部	委員	２年（～令和9.3）									○					

◎改選となる役職

2	栃木県都市計画審議会	委員	２年(～令和10.4市長会議)							○							
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事	２年（～令和10.6）						理	理				理			監
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員	３年（～令和11.6）		○												
8	（公財）栃木県市町村振興協会	監事	２年(～令和10.6)						○								
15	(公財)とちぎ建設技術センター	理事	２年(～令和10.6)								○						○
22	(一社）栃木県農業会議	理事	２年(～令和10.6)				○										
23	保証事業栃木協議会	委員	２年(～令和10.6)												○		
24	栃木県緑の少年団連盟	理事	２年(～令和10.7)												○		
25	とちぎ木づかい促進協議会	構成員	２年(～令和10.4市長会議)									○					
27	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員	２年(～令和10.4市長会議)								○						

◎新たに追加となる役職

31	新とちぎ未来創造プラン評価会議(仮)	委員	５年(～令和13.3)										○				
32	新県立病院基本構想策定委員会	委員	３年(～令和11.3)														○

○代表役職の就任数	0	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	4

役職の団体設置根拠・目的について

No.2　栃木県都市計画審議会

○都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、栃木県都市計画審議会条例

（都道府県都市計画審議会）

第七十七条　この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

２　都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

３　都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

No.4　栃木県公立学校施設整備期成会

○栃木県公立学校施設整備期成会規約

（目 的）

第２条　本会は、公立学校施設の完全整備の実現を期することを目的とする。

No.7　栃木県国土利用計画審議会

○国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号)、

（目的）

第１条　この法律は、国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和２５年法律第２０５号）による措置と相まつて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

○栃木県国土利用計画審議会条例

（設置）

第１条　国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）第３８条第１項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、栃木県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

No.8　（公財）栃木県市町村振興協会

○公益財団法人栃木県市町村振興協会定款

（目的）

第３条　この法人は、栃木県内の市町村の健全な発展を図るために、市町村振興宝くじの収益金等を活用し、市町村の財政支援のための貸付事業等市町村を支援する事業を行い、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

No.15 （公財）とちぎ建設技術センター

○公益財団法人とちぎ建設技術センター定款

（目的）

第３条　この法人は、地域社会の健全な発展を目指し、建設行政の支援及び建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るため、下水道施設の管理運営等の支援及び建設事業に関する技術的支援並びに普及啓発、研修、試験研究、品質管理、検査等に関する事業を行い、もって県内の良質な社会資本の整備や保全及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

No.22 （一社）栃木県農業会議

○一般社団法人栃木県農業会議定款

（目的）

第３条　この法人は、農業委員会の連絡調整、農業委員等に対する講習及び研修その他の農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び提供、農業の担い手・就農支援、農業一般に関する調査及び情報の提供、農地法その他の法令により行うものとされている業務等を行うことによって、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施及び農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与することを目的とする。

No.23　保証事業栃木協議会

○保証事業栃木協議会設置要綱

（目的）

第１条　東日本建設業保証株式会社が行う公共工事前払金保証事業等の健全な発達と円滑な運営に資するため、保証事業栃木協議会を設置する。

No.24　栃木県緑の少年団連盟

○栃木県緑の少年団連盟規約

（目的）

第３条　連盟は、緑を愛し、緑を守り、育てる心を養うことを目的として結成された緑の少年団を育成し、相互の親善と活動を図り、もってその健全な発展に資することを目的とする。

No.25　とちぎ木づかい促進協議会

○とちぎ木づかい促進協議会規約

（目的）

第１条　とちぎ木づかい促進協議会は、栃木県県産木材利用促進条例第２３条第１項の規定に基づき、県が県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため協議することを目的とする。

No.27　園芸大国とちぎづくり推進会議

○園芸大国とちぎづくり推進会議設置要領

（目的）

第２条　「園芸大国とちぎづくり」推進方針に基づき、園芸大国とちぎづくりに関する機運を醸成するとともに、関係者が目的を共有した上で、それぞれの立場で実現に向けた取組を行い、「オールとちぎ」として一丸となって推進するため、園芸大国とちぎづくり推進会議を設置する。

No.31　新とちぎ未来創造プラン評価会議

（目的）

新とちぎ未来創造プラン（栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる）の推進にあたり、専門的見地から意見を聴取するため設置する。

No.32　新県立病院基本構想策定委員会

（目的）

「県立病院のあり方に関する検討報告書」の内容をベースに、新県立病院の整備に係る基本構想の策定に関する必要な意見聴取を行うため設置する。

資料７

県への要望事項（令和８年度 春季） 一覧

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過（上段:春、下段:秋）
1	企業誘致に係る行政手続期間の短縮について	佐野市	総合政策部・環境森林部・産業労働観光部・農政部・県土整備部 総合政策課・自然環境課・産業政策課・農政課・都市政策課	企業立地に係る行政手続きについて、本県への企業進出を促すため、**県と各市が協力し、企業立地に係る手続き等に柔軟に対応すると共に、期間の短縮を図り、経済的な機会を最大化するための環境整備が必要と考えられることから、**本県の産業発展のため、**企業立地に係る行政手続きの柔軟化及び迅速化を求めるもの。**	③	R6,7 R7
2	ふるさと納税制度の効果的な運用のための協議体の設置について	日光市	総合政策部 人口未来課	ふるさと納税について、**度重なる制度見直しへの対応や、県と市町で返礼品の重複が存在するなど、自治体と寄附者双方に混乱が見受けられる状況にあることから、**全県下での寄附額伸長を目指すとともに、制度を効果的に運用し、**県及び市町がそれぞれにメリットを享受できるよう、県と市町による協議体制の構築を求めるもの。**	③	
3	ＤＶ被害者の県一時保護施設への入所基準の明確化及び受入体制の整備について	大田原市	生活文化スポーツ部 人権男女共同参画課	ＤＶ相談について、被害者が切迫した状況の中で市へ支援を求めるケースが多く見受けられる。各市において緊急保護の必要性が極めて高いと判断された場合には、とちぎ男女共同参画センターへ保護依頼を行っているが、**市で緊急性が高いと判断した事案であっても、結果として入所につながらないケースが見受けられ、対応に苦慮していることから、**各市が適切かつ円滑に保護依頼を行えるよう、**入所可否を判断するための具体的な基準や判断指標を明確に示すとともに、真に支援を必要としている被害者が確実に保護につながり、適切に入所できる体制の整備を求めるもの。**	②	H22,R6
4	公的病院等の経営支援対策の充実強化について	那須烏山市	保健福祉部 医療政策課	公的病院等の経営支援対策の充実強化について、急激な物価高騰や人件費上昇等の影響により、病院の経営は悪化している状況。各市においても経営支援を行っているところですが、**安定的な医療提供体制を維持のため、病院の安定経営や施設整備等に弾力的に活用できる補助制度の創設を求めるもの。** また、施設整備費に係る病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置については、措置対象となる建物の建築単価が毎年度見直されておりますが、**近年の急激な建築単価の高騰により、依然として実勢と乖離している状況にあることから、更なる見直しを図るよう、国に対して働きかけを求めるもの。**	①③④	
5	重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて	鹿沼市	保健福祉部 障害福祉課	重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて、受給者の支払い負担及び申請手続きを軽減するため、これまで、**市長会及び町村会において、県内統一した受診環境となるよう協議調整を重ね、このたび、県内２５市町において、現物給付導入の意向が整ったところである。** **こうした状況を踏まえ、「現物給付方式」を実施した場合においても、県補助率を「償還払い方式」同様２分の１とすることを求めるもの。**	①	H23,24,R3,R7 H20,21,24,R3,R5
6	こども医療費助成制度の拡充について	那須塩原市	保健福祉部 こども政策課	こども医療費助成制度について、現状県から中学３年生まで、現物給付については小学６年生まで助成をいただいているが全市町が独自に高校3年生まで助成対象としており、厳しい財政負担を余儀なくされている、**県におけるこども医療費助成制度の対象年齢を高校３年生まで引上げするとともに、現物給付対象年齢を中学３年生まで拡大することについて、検討するよう求めるもの。** また、市町村間の財政力等により格差が生ずるべきではなく、安心して子育てするためにも、**全国一律の制度を創設するよう国に対し継続して働きかけるよう求めるもの。**	①③④	H13,16~18,23~26,28,29,R1,2,5,6 H8,11,14~16,23,24,27,29~R2
7	旅券交付事務におけるＰＯＳレジ端末の設置について	足利市	産業労働観光部 国際経済課	旅券申請の県手数料の納付方法について、納付方法が電子納付へ移行するが、**これはデジタル環境に不慣れな層への過度な負担となるだけでなく、旅券発給窓口職員の対応時間増加と他の申請者の待ち時間増大といった事務運営上の支障をきたしており、早急な改善が必要であることから、**証紙廃止後の安定的な事務運営と、いわゆる「デジタル弱者」と呼ばれる人々を取り残さないため、**旅券発給窓口で対面により決済が完了できる「ＰＯＳレジ端末」の速やかな設置・導入を求めるもの。**	③	R6
8	「栃木県生活バス路線維持費補助金」における補助対象経常費用算出方法の見直しについて	宇都宮市	県土整備部 交通政策課	「栃木県生活バス路線維持費補助金」について、補助対象経常費用が「①地域キロ当たり標準経常費用と②乗合バス事業者キロ当たり経常費用とを比較し、いずれか少ない方の額」に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じた額となっている。 バス事業者においては、②が①を上回ることから、運行に必要な経費が十分に支援されず、実質的な赤字が生じており、**利用者の少ないバス路線の減便や廃止を行っていることから、**持続可能な地域公共交通を維持していくため、**「栃木県生活バス路線維持費補助金」の補助対象経常費用の算出方法の見直しを行うことを求めるもの。**	③	R7
9	イノシシ等被害拡大防止のための河川整備について	小山市	県土整備部 河川課	獣害防止を推進する環境の整備について、イノシシの生息域の拡大及び人の生活環境への出没の要因として、河川敷の藪がイノシシの生息環境や移動経路となっているケースが見受けられることから、各市においては藪を刈払う環境整備活動等を地域住民と一体となって実施しているが、**平坦な地形でないため乗用草刈払機が入れず効果的な整備ができない状況であることから、**県・市・地域住民が一体となって効果的な環境整備活動を実施するため、**更なる支援を求めるもの。**	③	H22,R7 R7

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過（上段:春、下段:秋）
10	上下水道施設の老朽化に伴う管路更新及び耐震化に対する支援について	矢板市	県土整備部 上下水道課	上下水道施設の老朽化に伴う管路更新及び耐震化に対する支援について、各市町は令和6年度に「上下水道耐震化計画」を策定し、強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向け始動したが、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、**財源確保は厳しい状況にあることから、安全・安心な水の供給や、安定的かつ持続的な下水道サービスの提供のため「社会資本整備総合交付金」における対象事業の要件拡充と事業の継続的実施について、国への働きかけを求めるもの。** また、引き続き交付金等の情報共有及び相談調整の機会を設けると共に、**交付金を活用した上下水道施設の老朽化に伴う管路更新及び耐震化事業が、県内において平準的な実施が図られるよう、更なる事業推進を求めるもの。**	①	R7
11	県による被災者生活再建支援システムの一括導入について	さくら市	危機管理防災局 危機管理課	被災者生活再建支援システムの一括導入について、南海トラフ地震発生時、県職員及び県内市町村職員は香川県へ派遣されることになっている、派遣時の業務統一や、栃木県が被災した際の罹災証明等の災害対応業務の標準化により迅速な災害対応を行うため、栃木県においてはシステムの導入促進を図っている。しかしながら、導入コスト及びランニングコストが多額であるため導入を決定できない市町がある状況。 **県内市町の当該システムの導入を促進し迅速な災害対応を行うため、栃木県の主導での県内全市町への同システム一括導入を求めるもの、一括導入が難しい場合は、県による財政支援を求めるもの。**	①③	H29,30,R3,4,5
12	小学校、中学校及び義務教育学校非常勤講師（特別支援教育）の増員について	真岡市	教育委員会事務局 義務教育課・ 特別支援教育課	特別支援教育の増員について、小学校・義務教育学校（前期課程）においては特別支援学級担当教員の配当がないため、各学校の特別支援教育コーディネーター業務は、担任教員が通常業務の合間に行うことになり、十分な役割を果たせない実態となっている。 市独自で配置することには財政的な限りがあり、十分な人数を配置することが難しい状況が続いている。そこで**児童生徒に応じた対応が細やかにできるよう、県教育委員会において特別支援学級担当職員の配当基準の見直し及び特別支援学級担当教員のを増員を求めるもの。**	②③	H12,16～21,23～30,R2,4,5 H12,13,16～22,24～30,R2
13	学校給食費の抜本的な負担軽減への支援について	下野市	教育委員会事務局 健康体育課	学校給食費の抜本的な負担軽減への支援について、国が行う小学校への「学校給食費の抜本的な負担軽減」に準じた形で、令和８年度から県において中学校を対象に同事業を実施する旨の説明があった。 生徒一人１か月当たりの給食費基準額５，９００円に対し県負担１／２、市町負担１／２での実施との説明があり、さらに市町ではこれまでの現状から国・県が示す基準額に上乗せして学校給食を提供する見込みであり、新たな、かつ恒久的な財政負担として苦慮している。**市町の負担軽減が図られるよう、県の支援強化を求めるもの。**	①③	R7 R6,7

※内容区分
① 財政支援・人的支援を求めるもの　② 制度・仕組みの創設・改善を求めるもの
③ 国の制度変更による影響是正を求めるもの　④ 国への要望のはたらきかけを求めるもの
※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

資料７－１

要　望　議　案

令和８年　　月　　日作成

提 出 市　佐野市
要望の表題（要望事項） 企業誘致に係る行政手続期間の短縮について
要望文（内容） 栃木県では、とちぎ産業成長戦略（2026-2030）において、2030 年度までに 200ha の産業団地を整備するという目標を掲げ、取組を推進しています。各市におきましても、企業立地を進めておりますが、市街化調整区域内における企業の進出に際しては、行政手続に関する期間の短縮及び迅速化が求められております。 自治体間競争に打ち勝ち、本県への企業進出を促すためには、県と各市が協力し、こうした手続き等に柔軟に対応すると共に、期間の短縮を図り、経済的な機会を最大化するための環境整備が必要と考えます。 また、本県においては地域未来投資促進法に基づいて重点促進区域の設定による企業立地も推進されておりますので、こうした環境整備は、本県の産業発展に大きく寄与するものと考えられます。つきましては、企業立地に係る行政手続きの柔軟化及び迅速化を要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 □財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　総合政策部総合政策課、環境森林部自然環境課、産業労働観光部産業政策課、農政部農政課、県土整備部都市政策課

要　望　議　案

令和８年２月１８日作成

提 出 市　日光市
要望の表題（要望事項） 　ふるさと納税制度の効果的な運用のための協議体の設置について
要望文（内容） 　ふるさと納税につきましては、各市において新たな返礼品の発掘、開拓等を行っているところでありますが、度重なる制度見直しへの対応や、県と市町で返礼品の重複が存在するなど、自治体と寄附者双方に混乱が見受けられる状況にあります。 　つきましては、全県下での寄附額伸長を目指すとともに、制度を効果的に運用し、県及び市町がそれぞれにメリットを享受できるよう、刻々変わるルールへの対応や、募集方法の検討・調整、重複する返礼品の選定などを協議する体制を構築いただくよう要望いたします。
提案理由等 　県と市町で返礼品の重複が存在し、寄附者や域内事業者の寄附先誤認や混乱が見受けられます。これらを整理し、県と市町間での競争を避けるため、協議体制の確立を要望するものです。
区分 　□財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） 　■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　総合政策部人口未来課
関係法令・条例　地方税法

要　望　議　案

令和８年　２月１２日作成

提 出 市　那須烏山市
要望の表題（要望事項） 公的病院等の経営支援対策の充実強化について
要望文（内容） 公的病院につきましては、行政、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正・継続的に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することに加え、医療過疎地である山間へき地等においても身近な医療を展開するなど、民間では採算性の関係で対応が難しい医療も担い、地域医療の最後の砦としてその役割は益々高まってきております。 しかしながら、近年の急激な物価高騰や人件費上昇等の影響により、病院の経営は悪化している状況にあります。各市においても経営支援を行っているところですが、安定的な医療提供体制を維持するため、病院の安定経営や施設整備等に弾力的に活用できる補助制度の創設を要望いたします。 また、施設整備費に係る病院事業債の元利償還金に対する地方交付税措置については、措置対象となる建物の建築単価が毎年度見直されておりますが、近年の急激な建築単価の高騰により、依然として実勢と乖離している状況にあることから、更なる見直しを図るよう、国に対して働きかけていただきますよう要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 ■財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　■国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署 総合政策部　市町村課、保健福祉部　医療政策課
関係法令・条例　○○

要　望　議　案

令和８年２月１９日作成

提 出 市　大田原市
要望の表題（要望事項） ＤＶ被害者の県一時保護施設への入所基準の明確化及び受入体制の整備について
要望文（内容） 各市が対応する女性相談の中でも、特に緊急性が高いものとしてＤＶ相談があり、被害者が安全確保のため、切迫した状況の中で市役所へ直接来所し、支援を求めるケースが多く見受けられます。 各市では、被害者の生命の危険度や保護の必要性について、詳細な聞き取りを行い、緊急保護の必要性が極めて高いと判断された場合には、とちぎ男女共同参画センター（受入施設）へ保護依頼を行っておりますが、市で緊急性が高いと判断した事案であっても、結果として入所につながらないケースが見受けられ、現場において対応に苦慮しているところです。 ＤＶ被害者の県一時保護施設への入所について、各市が適切かつ円滑に保護依頼を行えるよう、入所可否を判断するための具体的な基準や判断指標を明確に示すとともに、ＤＶ被害により生活基盤を失い、行き場を失った母子等、真に支援を必要としている被害者が確実に保護につながり、適切に入所できる体制の整備について要望いたします。
提案理由等
区分 □財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　生活文化スポーツ部　人権男女共同参画課
関係法令・条例　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

要　望　議　案

令和８年２月１８日作成

提 出 市　鹿沼市
要望の表題（要望事項） 　重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて
要望文（内容） 　重度心身障がい者医療費助成制度の見直しについて、受給者の支払い負担及び申請手続きを軽減するため、これまで、市長会及び町村会において、県内統一した受診環境となるよう協議調整を重ね、このたび、県内２５市町において、現物給付導入の意向が整ったところである。 　こうした状況を踏まえ、「現物給付方式」を実施した場合においても、県補助率を「償還払い方式」同様２分の１とすることを要望する。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 ■財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） □制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　保健福祉部障害福祉課
関係法令・条例　重度心身障害者医療費補助金交付要領

要　望　議　案

令和８年２月９日作成

提 出 市　那須塩原市
要望の表題（要望事項） 　こども医療費助成制度の拡充について
要望文（内容） 　こども医療費助成制度について、県においては令和５年４月から助成対象年齢を中学３年生までとし、現物給付を小学６年生まで拡大し、県内すべての市町において県の制度を拡充し、助成対象年齢を高校３年生までとし、現物給付または償還払いにより実施しております。 　このように独自の取り組みによる助成対象年齢の引上げや現物給付の拡大を図る中、助成対象年齢の引上げ対象者については、全額市町負担であり、現物給付の拡大については、医療費助成の補助率が１／２から１／４に引き下げられ、厳しい財政負担を余儀なくされております。 　つきましては、県におけるこども医療費助成制度の対象年齢を高校３年生まで引上げするとともに、現物給付対象年齢を中学３年生まで拡大することについて、検討いただくよう要望いたします。 　また、こども医療費助成制度については、市町村間の財政力等により格差が生ずるべきではなく、安心して子育てするためにも、全国一律の制度を創設するよう国に対し継続して働きかけていただくよう併せて要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。） 本市では、子育て世帯の経済的・精神的負担の軽減を図るため、こども医療費助成制度において、令和８年度から現物給付対象を１５歳年度末（中学３年生）までから１８歳年度末（高校３年生）までに拡充します。また、医療費助成申請手続きについても、オンライン化を進め、子育て世帯の制度利用に関する利便性の向上を図っていくところです。 このことから、令和８年度からの医療費助成に係る費用は、約 4,500 万円の増を見込んでいる。(①×②ｂ－①×②a) ・R6 年度実績ベースで算出　①こども医療費助成対象数（高校生年代）約 3200 人 ②1 人当たり医療費単価　a 償還払い 12,591 円　　b 現物給付 26,796 円（近隣市参照）
区分 ■財政（財政支援を求めるもの）　　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　■国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　保健福祉部 こども政策課
関係法令・条例　児童福祉法、栃木県こども医療費助成事業事務取扱要領

要　望　議　案

令和８年２月１８日作成

提 出 市　小山市
要望の表題（要望事項） 　イノシシ等被害拡大防止のための環境整備について
要望文（内容） 　栃木県では、「栃木県イノシシ管理計画（五期計画）」に基づき、イノシシ管理の各種施策を実施されておりますが、イノシシの生息域の拡大及び人の生活環境への出没の要因として、河川敷の藪がイノシシの生息環境や移動経路となっているケースが見受けられます。河川の周辺では人の生活環境が近接している地域が多数あり、非常に危険な状況であることから、各市でも藪を刈払う環境整備活動を地域住民と一体となって実施しております。しかしながら、平坦な地形でないため乗用草刈払機が入れず、効果的な整備ができない状況であり、対応に苦慮しているところです。 　つきましては、イノシシ被害の拡大を防止するためにも、県・市・地域住民が一体となって効果的な環境整備活動を実施するため、更なる支援をいただくよう要望いたします。
提案理由等 　（要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。） 　従来イノシシの生息が確認されなかった市町において、生息地であった山間部から河川等を経路に生息域を拡大している傾向がみられます。イノシシの移動を阻害するためには、藪等の刈払いによる環境整備が効果的とされていることから、河川敷等における立木等の除去や整地により、地域住民等による環境整備活動が実施できる状況が必要と思慮する。
区分 　□財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） 　■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　環境森林部　自然環境課
関係法令・条例　〇〇

要　望　議　案

令和８年２月２日作成

提 出 市　足利市
要望の表題（要望事項） 　旅券交付事務におけるＰＯＳレジ端末の設置について
要望文（内容） 　令和８年３月３１日の栃木県収入証紙販売終了に伴い、旅券申請（書面申請およびオンライン申請の一部）の県手数料の納付方法が電子納付へ移行します。このような中、旅券発給窓口ではデジタル環境に不慣れな申請者に対して、やむを得ず電子納付を依頼せざるを得ない状況となっており、申請手続きにおいて過度な負担となるだけでなく、旅券発給窓口職員の対応時間増加と他の申請者の待ち時間増大といった事務運営上の支障をきたしており、早急な改善が必要です。 　つきましては、証紙廃止後の安定的な事務運営と、いわゆる「デジタル弱者」と呼ばれる人々を取り残さないため、旅券発給窓口で対面により決済が完了できる「ＰＯＳレジ端末」の速やかな設置・導入を要望いたします。
提案理由等 　１．様々な申請者へのアクセシビリティの確保 　現在提示されている電子納付は、スマートフォンの操作やクレジットカードの保有が前提となっており、高齢者層をはじめとするデジタル環境に不慣れな旅券申請者にとって、非常に高いハードルとなっています。行政サービスの公平性を維持し、いわゆる「デジタル弱者」と呼ばれる人々を取り残さないためには、旅券発給窓口で対面により決済が完了できるＰＯＳレジ端末の導入が必要不可欠です。 　２．県内他事務との整合性の確保 　県が証紙廃止の代替策として他の事務窓口に順次導入しているＰＯＳレジによる納付は、かざすだけで決済が完了でき、申請者の利便性の観点から優れた手法です。これを申請件数の多い旅券発給事務から除外することは、行政手続きの公平性や一貫性の観点から合理的ではなく、受託自治体として旅券申請者へ納得のいく説明を行うことが困難です。 　３．国手数料（収入印紙）との併用による負担軽減 　国手数料については今後も「収入印紙」による納付が継続されます。県手数料のみを電子納付に限定した場合、旅券申請者は「物理

的な収入印紙の購入」及び「スマートフォンでの電子納付」という二重の手間を強いられることになります。ＰＯＳレジ端末を導入し、旅券発給窓口でのクレジットカードなどでの決済を可能とすることで、申請者自身がスマートフォンを操作する手間をなくし、利便性向上と窓口の混雑緩和を同時に実現することが可能です。
区分 □財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署 産業労働観光部　国際経済課、会計局　会計管理課
関係法令・条例　旅券法　栃木県手数料条例

要　望　議　案

令和８年２月２７日作成

提 出 市　宇都宮市
要望の表題（要望事項） 「栃木県生活バス路線維持費補助金」における補助対象経常費用算出方法の見直しについて
要望文（内容） 県の「栃木県生活バス路線維持費補助金」につきましては、補助対象経常費用が「地域キロ当たり標準経常費用（以下「北関東ブロック単価」という）と乗合バス事業者キロ当たり経常費用（以下「事業者単価」という）とを比較し、いずれか少ない方の額」に補助対象系統の実車走行キロ数を乗じた額となっている。 バス事業者においては、事業者単価が北関東ブロック単価を上回り、運行に必要な経費が支援されず、実質的な赤字が生じる仕組みとなっていることから、利用者の少ないバス路線などの減便や廃止を行うことで運行の効率化を図っている状況にある。 つきましては、持続可能な地域公共交通を維持していくため、「栃木県生活バス路線維持費補助金」の補助対象経常費用については、事業者単価を用いて算出するよう見直しを行うことを要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 □財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　県土整備部交通政策課
関係法令・条例　栃木県生活バス路線維持費補助金交付要綱

要　望　議　案

令和８年２月 13 日作成

提 出 市　矢板市
要望の表題（要望事項）　　上下水道施設の老朽化に伴う管路更新及び耐震化に対する支援について
要望文（内容） 上下水道は、住民生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠なものであり、その計画的な耐震化や老朽化対策は極めて重要です。 特に、能登半島地震で多くの上下水道施設が被災し、長期間に渡る大規模な断水が発生するなど、住民生活に大きな支障を来したことから、上下水道一体となった耐震化が極めて重要な課題であることが認識されました。 昨年度、各市町において「上下水道耐震化計画」を策定し、最優先で急所施設の耐震化を実施すること、老朽化が進む上下水道管路の更新等を実施することを目標に掲げ、強靭で持続可能な上下水道システムの構築に向け始動いたしました。 しかし、人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、公共サービスの性格を持つ上下水道事業者としての財源確保は、厳しさを増すばかりです。 つきましては、安全・安心な水の供給や、安定的かつ持続的な下水道サービスの提供のため「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」における対象事業の要件拡充と事業の継続的実施につきまして、国への働きかけを要望いたします。 また、引き続き交付金等の情報共有及び相談調整の機会を設けると共に、交付金を活用した上下水道施設の老朽化に伴う管路更新及び耐震化事業が、県内において平準的な実施が図られるよう、更なる事業推進を要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 ■財政（財政支援を求めるもの）　　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） □制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　■国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　県土整備部　上下水道課
関係法令・水道法・下水道法・国土交通省所管補助金等交付規則

要　望　議　案

令和８年２月２日作成

提 出 市　さくら市

要望の表題（要望事項）

県による被災者生活再建支援システムの一括導入について

要望文（内容）

南海トラフ地震が発生した場合、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」に基づき、栃木県及び県内市町職員は、即時応援先の香川県に派遣されることになります。香川県では、ＮＴＴ東日本が提供する生活再建支援システムの導入を進めていることから、派遣を想定し、栃木県は、同システムをはじめとする被災者支援システムの導入促進を図っているところです。

しかしながら、多額のイニシャルコスト及びランニングコストがかかることから、導入を決定できていない市町があります。

その一方、香川県や茨城県、千葉県、新潟県等では、当該システムを県が主導し、共同調達事業として、県内市町村に提供等をしている事例があります。

栃木県が被災した場合には、災害対策基本法に定められた罹災証明書の発行や被災者台帳の作成、各種被災者生活再建支援業務の効率化や標準化が期待されることから、栃木県において、当該システムの県内全市町への一括導入を求めます。

何らかの理由により、一括導入が難しいのであれば、県による財政支援を要望いたします。

提案理由等

（要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）

千葉県報道発表

区分

■財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの）

■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）

県担当部署　　危機管理防災局危機管理課

要　望　議　案

令和８年２月１９日作成

提 出 市　真岡市
要望の表題（要望事項） 　小学校、中学校及び義務教育学校非常勤講師（特別支援教育）の増員について
要望文（内容） 　義務教育標準法に基づき定められた、栃木県教育委員会における特別支援学級担当教員の配当基準につきましては、中学校・義務教育学校（後期課程）では、２学級以上になると学級数よりも１名多く配当されますが、小学校・義務教育学校（前期課程）においてはその配当がないため、各学校の特別支援教育コーディネーター業務は、担任教員が通常業務の合間に行うことになり、十分な役割を果たせない実態があります。 　この教員定数の見直し要望については、県教育委員会においては国に継続的に働きかけをしていただいているところであります。 　一方、各市においては特別支援学級児童生徒の増加に伴い学級数が増え、また、普通学級においても配慮を要する児童生徒が増加傾向にあります。支援内容は多様化しており、個別の指導が必要なケースも多いことから、学校からの強い要望により市独自に特別支援教育支援員を配置し対応しておりますが、市独自で配置することには財政的な限りがあり、十分な人数を配置することが難しい状況が続いております。そこで県教育委員会において、小学校、中学校及び義務教育学校非常勤講師（特別支援教育）を増員し、児童生徒に応じた対応が細やかにできるように要望いたします。
提案理由等 　（要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。）
区分 　□財政（財政支援を求めるもの）　　■人事（人的支援・職員配置を求めるもの） 　■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　教育委員会事務局　義務教育課　特別支援教育課
関係法令・条例　　義務教育標準法

要　望　議　案

令和８年２月１６日作成

提 出 市　下野市
要望の表題（要望事項） 学校給食費の抜本的な負担軽減への支援について
要望文（内容） 国が行う小学校への「学校給食費の抜本的な負担軽減」に準じた形で、令和８年度から県において中学校を対象に同事業を実施する旨の説明がありました。 生徒一人１か月当たりの給食費基準額５，９００円に対し県負担１／２、市町負担１／２での実施との説明があり、さらに市町ではこれまでの現状から国・県が示す基準額に上乗せして学校給食を提供する見込みであり、新たな、かつ恒久的な財政負担として苦慮しているところです。 つきましては、市町の負担軽減が図られるよう、県の支援強化を要望いたします。
提案理由等 （要望内容関する「補助制度・要綱等」「報道記事」などその他参考資料がありましたら、別添ファイル等でご提出ください。） 要望文のとおり
区分 ■財政（財政支援を求めるもの）　□人事（人的支援・職員配置を求めるもの） ■制度（制度・仕組みの創設・改善を求めるもの）　□国へ（県を通じて国への働きかけを求めるもの）
県担当部署　　教育委員会　健康体育課課
関係法令・条例

資料８

令和８年度
全国市長会関東支部要望議案
（栃木県市長会）

目　　次

Ⅰ　地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1　国・地方税法等の改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2　地方交付税について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3　電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について・・・・・ 1
4　国庫支出金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
5　地方創生について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6　社会保障・税番号制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
7　テレビの地理的難視聴地域に係る対策及び支援について・・・・ 3
8　行政のデジタル化の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
9　自治体テレワークの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
10　地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について・・・・・ 4

Ⅱ　福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1　介護保険制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2　子ども施策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3　障害者福祉施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4　生活保護、生活困窮者対策について・・・・・・・・・・・・・・・ 7
5　外国人の受入環境整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6　孤独死の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
7　成年後見制度の利用促進に係る財政支援について・・・・・・・・ 8
8　重層的支援体制整備事業について・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
9　国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について・・ 9
10　地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について・・・・・10
11　救急医療等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
12　各種予防接種対策等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
13　特定健康診査の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
14　感染症予防に関する物資について・・・・・・・・・・・・・・・・11

Ⅲ　教育文化行政の充実強化について

1　学校教育施策の充実について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2　公立学校施設等の整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3　ＧＩＧＡスクール構想の実現について・・・・・・・・・・・・・13
4　育児短時間勤務への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・14
5　就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について・・・・14
6　部活動の地域展開等に関する補助について・・・・・・・・・・・14
7　スクールバスの運行に対する財政措置の拡充について・・・・・15

８　文化財の保護について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

Ⅳ　都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

１　上・下水道等の整備促進等について・・・・・・・・・・・・・・・16
２　道路・街路の整備促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・16
３　河川等の治水事業等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・17
４　交通・運輸対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
５　まちづくり事業等の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・17
６　場外車券売場等の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・18
７　農政施策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
８　農業及び畜産業経営に対する財政支援について・・・・・・・・・19
９　社会資本整備総合交付金制度について・・・・・・・・・・・・・・19
10　生活環境等の保全について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
11　地域未来交付金事業の推進について・・・・・・・・・・・・・・・20
12　地域経済対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
13　空き家対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
14　廃棄物処理対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
15　地球温暖化対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・21
16　産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について・・・21
17　地下水汚染対策の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・21

Ⅴ　大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について

１　防災・減災対策等の充実強化について・・・・・・・・・・・・・・22
２　発災時の支援対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

Ⅰ　地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

栃木県市長会

1　国・地方税法等の改正について

(1)　ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。

（栃木市）

(2)　自動車検査証の返付時の納税証明書等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和７年４月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年４月１日総税市第 16 号）に定める納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。

（大田原市）

2　地方交付税について

(1)　地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

（宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市）

(2)　ふるさと納税制度における募集に要する費用については、各地域の声を踏まえて十分な検討、議論を行うこと。

（大田原市）

(3)　公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、地域の実情に応じて、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充し、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

（大田原市）

3　電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

(1)　本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、令和３年度から交付期間を 10 年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正当に評価し、交付単価を令和２年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

（日光市）

(2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。

（日光市）

4　国庫支出金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認されるように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）（令和７年３月）」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

（小山市、那須烏山市）

5　地方創生について

(1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、地域未来交付金については、市民の生活環境を向上させる取組や施設整備をはじめ、あらゆる事業において自治体ごとの創意工夫を最大限発揮できるよう、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とするとともに、長期的な支援を行うこと。

（宇都宮市、矢板市）

(2) 地域おこし協力隊による地域活性化を推進するため、国の財政支援による報酬費等の活動経費の上限を引き上げること。

（栃木市、大田原市）

6　社会保障・税番号制度について

(1) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。

（下野市）

(2) 番号法第９条第２項で規定する条例で定める事務において、国の行政機関や他の地方公共団体等と情報連携を実施するに当たっては個人

情報保護委員会への届出が必要となるが、承認までに長期間を要しているため、制度活用による市民サービス向上及び業務効率化を円滑に実現できるよう審査期間を短縮するなど手続きの簡素化を図ること。

（大田原市）

7　テレビの地理的難視聴地域に係る対策及び支援について

地理的難視聴地域における災害時等の確実な情報伝達等を確保するため、衛星放送による地上デジタルテレビ放送の再送信について早期実現を図るとともに、衛星放送を活用したサービス提供に当たっては、受信に要する費用に係る財政支援を行うこと。

なお、地理的難視聴地域の多くは高齢化が進み、資材等高騰の影響とも併せ、共聴施設の維持管理や改修、光ファイバー化に係る費用負担が極めて困難であることから、衛星放送を活用した再送信サービスへの移行までの既存共聴施設に係る維持費用や撤去費用についても財政支援を行うこと。

（大田原市、那須塩原市）

8　行政のデジタル化の推進について

地方自治体の情報システムの標準化移行期限が経過した後でも、標準準拠システムへの移行を控える「特定移行支援システム」等に対する支援が極めて重要である。ついては、特定移行支援システムとして移行を行う場合、時期の経過や事業者の状況変化により見積額の変更も含め、費用負担が多額となる懸念があることから、定期的に実態調査を行うとともに、補助上限額を設定することなく、関連するシステムの改修費用やデータ移行費等を含め、地方交付税措置によらず全額国庫補助金により確実に支援すること。

あわせて、標準化完了後においても、制度改正や法改正等に起因するシステム改修は不可避であるため、これに伴い発生する追加的な改修費用や検証費用については、自治体の財政負担とならぬよう、国の責任において都度、補助金等による財政措置を講じること。

さらに、ガバメントクラウドの利用料および接続回線等の運用経費についても、自治体の負担増とならないよう補助金等の措置を行うこと。

（宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市）

9　自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。また、無償提供が終了となる場合は、早めに情報提供を行うこと。

（小山市、大田原市）

10　地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について

(1)　権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

（栃木市）

(2)　地方分権改革における権限移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

（矢板市）

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから、中心市の要件を３万人程度に緩和すること。

（矢板市）

Ⅱ　福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

栃木県市長会

1　介護保険制度について

(1)　介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の処遇改善等、人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。

（栃木市）

(2)　被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活総合支援事業（地域支援事業）に要する費用の 25％を確実に交付に交付すること。

（栃木市）

(3)　前年度の償還率に基づいた地域支援事業交付金の交付額の減額について、介護保険制度の財政運営の安定化を図るため、全額を当年度内に交付すること。

（佐野市）

2　子ども施策の充実について

(1)　子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、０歳児から 18 歳までを所得制限及び自己負担を設けずに助成するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担役割を明確にするとともに 人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

さらに、助成制度の整備に向けて、国と地方自治体が共同で議論する場を設けること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市、那須塩原市）

(2)　子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、０～２歳児の保育料について、自治体ごとに実施状況が異なることによる地域格差を解消し、すべての子どもを対象とした完全無償化を早期に実現するよう、必要な財政措置を講じること。

（真岡市）

(3)　年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

（鹿沼市）

(4) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

（足利市）

(5) 小・中・義務教育学校の給食費無償化については、国の統一した施策として、市区町村の負担が生じることがないよう早期に財源措置を講じ、全国一律での小・中・義務教育学校の学校給食費無償化を恒久的に実施するとともに、市区町村が給食の質の低下を生じさせることなく、地産地消等に取り組めるよう、十分な基準額を設定すること。

さらに、私立小中学校、幼稚園及び保育所等の児童生徒の学校給食費相当額の支援を講じること。

（宇都宮市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市）

(6) 保育園や認定こども園等に通園している子どもたちの給食費の無償化に取り組むこと。

（宇都宮市、栃木市）

(7) 障害児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。

（足利市、栃木市）

(8) 認可保育所，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業，認可外保育施設，指定障害児通所支援事業所などの児童福祉施設等における安全・安心な保育環境等を確保するため、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、①法令による認可保育所，幼保連携型認定こども園，家庭的保育事業，小規模保育事業，事業所内保育事業に対する罰則規定の追加，②国の通知等による立入調査等を拒否する「正当な理由」の有無の判断基準の明示，③法令による児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等における立入調査等への捜査権限を有する警察機関の連携協力義務規定の追加を行うこと。

（宇都宮市）

3　障害者福祉施策について

(1) 障害者の増加により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等給付費が年々増加し、自治体の財政を圧迫する状況になっているため、国庫負担割合、都道府県負担割合をそれぞれ引き上げること。

（矢板市、那須塩原市）

(2) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の 100 分の 50 以内で補助することができるとされているが、実際の補助額は 100 分の 50 を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないよう、100 分の 50 を補助できる財源を確保すること。

（足利市、大田原市、矢板市、下野市）

(3) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員 10 人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員 30 人未満の給付費単価を新たに設定すること。

（矢板市）

(4) 障害者が使用する補装具の支給に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。

（日光市）

4　生活保護、生活困窮者対策について

(1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。

（矢板市、那須塩原市）

(2) 全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しに向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

（矢板市、那須塩原市）

(3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。

（足利市）

(4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と思慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。

（さくら市）

5　外国人の受入環境整備について

(1) 今後、増加が見込まれる外国人住民が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができ、地域住民として安心して暮らしていける体制を整備、維持していくことは、ますます、重要となっていく。各自治体での効率的な窓口運営の検討は必要ではあるが、財政状況による地域間格差を生じさせないためにも、在留外国人のための一元的相談窓口の運営や体制強化に対して、継続的かつ十分な財源措置を講じること。

（鹿沼市）

(2) 出入国在留管理庁、警察、自治体間において、外国人犯罪に関する情報共有を促進し、不法就労や不法滞在者の早期特定と退去強制を加速させていくネットワークの構築、生活ルールの理解促進のため、出入国在留管理庁の所管する「生活・就労ガイドブック」への新規言語（スリランカ人の公用語である「タミル語、シンハラ語」）を追加するとともに、「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の強力な推進により、水際対策の更なる強化や不法行為等に対する厳正な対処を行うこと。

（足利市）

6　孤独死の対応について

孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第９条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなっており、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。

（栃木市）

7　成年後見制度の利用促進に係る財政支援について

成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

（下野市）

８　重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業交付金について、令和８年度以降の大幅削減方針を見直し、地域共生社会の構築に必要な財源を安定的に確保すること。

（鹿沼市）

９　国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

(1) 国民健康保険は、被保険者に高齢者が多いことなどから、医療費が増加傾向にある一方、保険料負担能力が弱い方々の加入割合が高く、保険料の負担率が高いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進行による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、２号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用や、医療技術の高度化等による医療費の増加が新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等に加え、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の割合が高まることが想定され、一人当たり保険料の更なる増加が見込まれる。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。また、高齢・低所得者を多く抱える保険者に対し支援を強化すること。

また、子ども子育て支援金の導入による新たに生ずる保険税の負担を抑制するため、財政措置による激変緩和措置を講じ、被保険者への十分なる説明を国が責任を持って果たすこと。

（栃木市、佐野市）

(2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、小山市、大田原市）

(3) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和９年４月から対象となる子どもの範囲を高校生年代まで拡大される予定となったところであるが、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、軽減割合の拡大を早急に実施し、軽減措置の拡充を図ること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市）

10　地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

(1)　新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

（栃木市、佐野市、矢板市）

(2) 小児医療・小児救急医療の充実・強化のため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

（栃木市、佐野市）

(3)　地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師や看護師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師や看護師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

（栃木市、矢板市）

(4) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

（栃木市）

(5) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

（栃木市、矢板市）

11　救急医療等について

休日夜間急患センター(初期救急)及び二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持、さらには初期救急から三次救急までの連携に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

（栃木市、矢板市）

12　各種予防接種対策等について

(1)　市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、健康被害への対応を

含め、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。また、交付税措置を継続する場合には、定期接種が拡大される中、国民の健康と生命を守る予防接種に地域間格差が生じないよう、自己負担額が一定となる仕組み、または保険診療の枠組みに含めるなど、予防接種費用の統一化や自己負担額の考え方の統一を図り、自治体間で不均衡が生じない仕組みを国として整備すること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市）

13　特定健康診査の充実について

歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

（栃木市）

14　感染症予防に関する物資について

(1) 医療用物品など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、医療機関の現場ニーズに適切に応えられるように速やかに必要数を確保し供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。

（足利市）

(2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

（足利市）

Ⅲ　教育文化行政の充実強化について

栃木県市長会

1　学校教育施策の充実について

(1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

（宇都宮市）

(2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、教員業務支援員の全校配置を継続及び拡充するとともに、少人数指導、専科指導、ＴＴ(チームティーチング)指導等を推進するため、他の定数からの振替によらず、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。特に、小学校における教科担任制の推進については、必要な定数改善を着実に実施するとともに、学校の実情に合わせて効果的に活用できる配当要件とすること。

（宇都宮市）

(3) 30 人学級への対応など、少人数指導の推進を図るための教職員の適正配置に係る財政措置を行うとともに、教育の質を確保する体制を整備すること。また、教室が不足する状況等を考慮し、自治体の状況に応じて柔軟な施設整備ができるよう十分な財政措置を講じること。

（栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市）

(4) 小学校と同様に、中学校の少人数学級についても拡充を進めること。

（宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市）

(5) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

（栃木市）

(6) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、食物アレルギー等への対応や学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

（栃木市、小山市、下野市）

(7) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書について無償給与を行うとともに、教師用指導書等の購入経費について財政措置を講じること。

（栃木市）

2　公立学校施設等の整備について

(1) 35 人学級への対応に伴うＩＣＴ環境を含めた整備や、新増築、改築、トイレ改修及び空調設備等の大規模改修を含めた改修事業、老朽化対策並びにＺＥＢ化を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の補助対象範囲の拡充、補助率の引上げ、交付基準の緩和及び地域の実情に即した単価の見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

（佐野市、さくら市）

(2) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。

（鹿沼市）

3　ＧＩＧＡスクール構想の実現について

(1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内ＬＡＮとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に対し支援すること。

（宇都宮市、佐野市、小山市）

(2) ＧＩＧＡスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアに係る費用や通信費についても、地域の実情に即して、後年度負担等も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、学級数の変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備等が毎年度発生することから、これらの整備費用についても、十分な財政措置を講じること。

（宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、
小山市、真岡市、矢板市、下野市）

(3) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。
（足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、矢板市、下野市）

(4) 教職員の「ＩＣＴ機器の活用スキルの向上」及び「ＩＣＴ機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ＩＣＴ機器とその活用方法を熟知しているＩＣＴ支援員の配置に係る経費について、十分な財政措置を行うこと。
（宇都宮市、足利市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、下野市）

(5) ＧＩＧＡスクール運営支援センター等の補助事業については、令和８年度以降も長期的に継続すること。
（足利市、佐野市、小山市）

4　育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。
（栃木市）

5　就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。
（矢板市）

6　部活動の地域展開等に関する補助について

(1) 部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図り、教職員の働き方改革に寄与する部活動の地域展開を進めるため、運営団体や実施主体の体制整備、指導者となり得る人材の確保や採用・研修、参加費用の負担、自主運営を担保するための運営費の補助等について、国において、柔軟かつ多面的な支援制度と十分で継続的な財政的措置を講じること。
（佐野市、大田原市、矢板市）

(2) 地域の実情に応じた展開が可能となるよう、所要の財政措置を引き続き講じること。また、報告書等の簡略化などにより、活用しやすい事業とすること。
（佐野市、大田原市、矢板市）

(3) 部活動の地域展開について、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと。

（佐野市、矢板市）

7　スクールバスの運行に対する財政措置の拡充について

学校統廃合に伴う児童生徒の遠距離通学の不便を緩和し、スクールバスの円滑な運行を図るため、「へき地児童生徒援助費等補助金」の補助対象期間及び距離要件を廃止するとともに、市町村が負担する運行経費への補助について十分な財政措置を講じること。

（栃木市、佐野市）

8　文化財の保護について

(1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などによる補助拡充等、文化財保護体制の充実・強化を図ること。

（日光市）

(2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。

（日光市）

Ⅳ　都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

栃木県市長会

1　上・下水道等の整備促進等について

(1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、防災安全交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

（さくら市、那須烏山市）

(2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

（大田原市）

(3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

（佐野市、日光市）

(4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

（大田原市）

2　道路・街路の整備促進について

(1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

（小山市、下野市）

(2) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮) つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靭化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

（那須烏山市）

3　河川等の治水事業等の推進について

「平成 27 年９月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダムなどの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進するとともに、流域治水の推進に向けた財政措置を講じること。

（栃木市、小山市）

4　交通・運輸対策について

(1) 原油価格・物価高騰等の影響により、交通事業者は依然として厳しい経営環境におかれていることから、地域鉄道や路線バス及びタクシーなどの交通事業者に対して、補助要件の緩和、新たな補助事業の設置など、必要な支援を行うこと。

（宇都宮市、真岡市）

(2) 国が推進する自動運転バスは、深刻な運転士不足の解消や地方の移動手段確保といった地域公共交通の課題解決に資するものであり、今後、自動運転技術を持続可能な移動サービスとして定着していくためには、引き続き、様々な課題への対応が必要であることから、レベル４実装後の運行を対象とした補助制度の補助率などの拡充、路車協調システムや走行空間などインフラ支援の充実、関係省庁による横断的な技術的・財政的支援を強化すること。

（下野市）

5　まちづくり事業等の推進について

(1) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

（日光市）

(2) 第５世代移動通信システム（５Ｇ）については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなることが見込まれることから、「デジタルインフラ整備計画 2030」に基づき、可能な限り前倒しで整備すること。

（矢板市）

6　場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

（矢板市）

7　農政施策について

(1) 農業農村整備事業等の計画的かつ着実な推進について

① 農業の成長産業化に向け、高生産性農業を支え、地域の防災・減災力の強化に寄与する農業農村整備事業を推進すること。

② 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダムの取組み推進等、流域治水の取組による国土強靭化を推進すること。

③ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度（多面的機能支払）を推進すること。

（小山市、大田原市）

(2) 地域計画のうち、目標地図に位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初５年間の利子助成について、確実に実行できるよう予算措置するとともに、６年目以降の延長を図ること。

（鹿沼市）

(3) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和６年度以降、戦略作物助成の飼料用米の専用品種以外について交付金単価が引き下げられている。また、令和４年度に示された「５年水張ルール」について、令和７年４月に策定された「食料・農業・農村基本計画」においては「連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする」など制度の変更が短期間で行われている。こうした国の制度変更等に伴い、農業者に対する周知や交付金の交付手続等において、年々、事務負担が増加・煩雑化する一方で、物価・人件費の上昇も相まって、事務費に不足が生じている。そのような現状においても国の予算概算決定額は反して減少傾向である。また、認定新規就農者を対象とした「経営発展支援事業及び世代交代・初期投資促進事業（初期投資促進タイプ）」では、採択や交付決定の遅延、申請事務のタイトなスケジュール等で、生産現場にそぐわない制度になっている。

こうした制度に対して、農業者からの反対する声は根強く、また、収益減少や経営計画が見通せないなど、今後の営農継続を不安視する声も寄せられており、国においては、新規就農者を含め、農業者が安心して地域農業の維持発展が図れるよう、中・長期的な視点に立って、将来に展望が持てる農業支援制度を構築し、実施すること。合わせて、制度の実施に当たっては、現場の事務の円滑化・効率化に配慮した制度運用と作業実態等を踏まえた事務費を確保すること。

（宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市）

(4) 農業振興地域の農用地区域に指定された農地では、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上のため、営農型太陽光発電設備の設置に伴う一時的な転用許可を認める例外要件が設けられているが、優良農地の適正な活用や長期的な保全のため、当該例外許可要件を強化するとともに、継続的な営農の実施および管理責任者と農業従事者の明確化の義務付け、圃場整備事業との整合性の確保のための適切な監督・指導体制の整備と違反時における実効性ある措置など、必要な関係法令等の見直しを行うこと。

（日光市、那須烏山市）

8　農業及び畜産業経営に対する財政支援について

(1) 海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により、農業用の肥料、飼料、資材、燃料などの価格が高止まり、農家及び畜産農家の経営は非常に厳しい状況であることから、経営安定に向けた対策を拡大し、継続的に実施するとともに、制度の構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

（那須塩原市）

(2) 配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないことから、配合飼料価格安定制度の見直しを図ること。

（那須塩原市）

9　社会資本整備総合交付金制度について

(1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市）

(2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。ついては、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

（宇都宮市、小山市、下野市）

(3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件２ｈａ以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とするとともに、採択基準となる最低限度額（事業計画期間における事業の合計国費が 15 百万円×計画年数以上）の廃止若しくは減額をすること。

（足利市、栃木市）

10　生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

（栃木市）

11　地域未来交付金事業の推進について

地域未来交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

（矢板市）

12　地域経済対策について

中小企業・小規模事業者における円滑な事業承継の実施に向けた事業承継税制の特例措置の更なる延長または恒久化、少額減価償却資産特例の延長や拡充を図ること。また、国では各事業者への設備投資やＤＸ化への支援が推進されているが、各種補助金手続きが中小企業・小規模事業者にとっては大きな負担となっていることから、申請手続き等の簡素化を図ること。さらには、人手不足の対応策として、外国人就労体制の規制や要件等を緩和すること。

（栃木市）

13　空き家対策について

相続放棄により管理責任を持つ者が不存在となる空き家等の処分については、国として必要な措置を講じること。

（足利市）

14　廃棄物処理対策について

循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

（栃木市）

15　地球温暖化対策の推進について

カーボンニュートラル実現に向けて、再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。特に、耐荷重等の問題で設置困難な場所にも対応可能なペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代型太陽光発電設備の普及を加速化させるとともに、導入支援を拡大すること。

（鹿沼市、矢板市）

16　産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

（那須塩原市）

17　地下水汚染対策の推進について

有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）による汚染実態の調査を継続して実施するとともに、健康への影響を明確に示し、必要に応じて対策を講じること。

（下野市）

Ⅴ　大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について

栃木県市長会

1　防災・減災対策等の充実強化について

(1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。
　また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。
　さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。
（栃木市、小山市、矢板市）

(2) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化を実現するとともに、実施にあたり市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。
（日光市）

(3) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和により市町村の負担軽減を図るとともに、制度の恒久化を図ること。
（栃木市、日光市、小山市、真岡市、矢板市、さくら市）

(4) 令和元年東日本台風（台風第 19 号）による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。
（那須烏山市）

(5) 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年１、２台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。
（真岡市）

(6) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「第１次国土強靱化実施中期計画」に係る予算を拡充すること。
（下野市）

(7) 災害時の業務継続性の観点から、防災拠点となる市町村庁舎の安全性確保は喫緊の課題であり、未耐震となっている市町村庁舎の建替え等

の整備が速やかに進められるよう、庁舎整備に関する財政支援制度を創設すること。

（足利市）

2　発災時の支援対策について

(1)　被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

（栃木市）

(2)　り災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、り災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

（栃木市）

(3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・準半壊・準半壊に至らない（一部損壊）」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

（栃木市）

資料９

国への要望（令和８年度 春季）　新規要望一覧

No.	大項目番号	中項目番号	中項目	要望事項	提案市	担当省庁	要望文（案）
1	Ⅰ	6⑵	社会保障・税番号制度について	事務手続きの簡素化	**大田原市**	総務省 デジタル庁	番号法第９条第２項で規定する条例で定める事務において、国の行政機関や他の地方公共団体等と情報連携を実施するに当たっては個人情報保護委員会への届出が必要となるが、承認までに長期間を要しているため、制度活用による市民サービス向上及び業務効率化を円滑に実現できるよう**審査期間を短縮するなど手続きの簡素化を図ること**。
2	Ⅱ	1⑶	介護保険制度について	地域支援事業交付金の確実な交付	**佐野市**	厚生労働省	前年度の償還率に基づいた地域支援事業交付金の交付額の減額について、介護保険制度の財政運営の安定化を図るため、**全額を当年度内に交付すること**。
3	Ⅱ	5⑵	外国人の受入環境整備について	関係機関のネットワーク構築と「生活・就労ガイドブック」の充実及び 水際対策や不法行為対策の強化	**足利市**	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁、警察、自治体間において、外国人犯罪に関する情報共有を促進し、**不法就労や不法滞在者の早期特定と退去強制を加速させていくネットワークの構築**、生活ルールの理解促進のため、出入国在留管理庁の所管する**「生活・就労ガイドブック」への新規言語**（スリランカ人の公用語である「タミル語、シンハラ語」）**を追加**するとともに、「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の強力な推進により、**水際対策の更なる強化や不法行為等に対するを厳正な対処**を行うこと。
4	Ⅱ	8	重層的支援体制整備事業について	重層的支援体制整備事業交付金の確保	**鹿沼市**	厚生労働省	重層的支援体制整備事業交付金について、**令和8年度以降の大幅削減方針を見直し、地域共生社会の構築に必要な財源を安定的に確保すること**。
5	Ⅳ	4⑵	交通・運輸対策について	自動運転バスに対する支援	**下野市**	デジタル庁 国土交通省 経済産業省	国が推進する自動運転バスは、深刻な運転士不足の解消や地方の移動手段確保といった地域公共交通の課題解決に資するものであり、今後、自動運転技術を持続可能な移動サービスとして定着していくためには、引き続き、様々な課題への対応が必要であることから、**レベル４実装後の運行を対象とした補助制度の補助率等の拡充、路車協調システムや走行空間などインフラ支援の充実、関係省庁による横断的な技術的・財政的支援を強化すること**。
6	Ⅳ	7⑷	農業施策について	営農型太陽光発電設備の農地への設置における規制の等の強化	**日光市** **那須烏山市**	農林水産省	農業振興地域の農用地区域に指定された農地では、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上のため、営農型太陽光発電設備の設置に伴う一時的な転用許可を認める例外要件が設けられているが、優良農地の適正な活用や長期的な保全のため、**当該例外許可要件を強化**するとともに、**継続的な営農の実施**および**管理責任者と農業従事者の明確化の義務付け**、**圃場整備事業との整合性の確保のための適切な監督・指導体制の整備**と**違反時における実効性ある措置など、必要な関係法令等の見直しを行うこと**。
7	Ⅴ	1⑺	防災・減災対策等の充実強化について	庁舎整備への支援制度の創設	**足利市**	総務省	災害時の業務継続性の観点から、防災拠点となる市町村庁舎の安全性確保は喫緊の課題であり、未耐震となっている市町村庁舎の建替え等の整備が速やかに進められるよう、**庁舎整備に関する財政支援制度を創設すること**。

※栃木県提出議案における大項目

Ⅰ　地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について
Ⅱ　福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について
Ⅲ　教育文化行政の充実強化について
Ⅳ　都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について
Ⅴ　大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について

資料９－１

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市	大田原市
要望項目(大)	地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について
要望項目(中)	社会保障・税番号制度について
要望内容 番号法第９条第２項で規定する条例で定める事務において、国の行政機関や他の地方公共団体等と情報連携を実施するに当たっては個人情報保護委員会への届出が必要となるが、承認までに長期間を要しているため、制度活用による市民サービス向上及び業務効率化を円滑に実現できるよう審査期間を短縮するなど手続きの簡素化を図ること。	
提案理由等 番号法第９条第２項で規定する条例で定める事務（以下、独自利用事務という。）は、他の地方公共団体や国の行政機関等とシステムを用いて情報連携を行うことで、事務処理に必要な特定個人情報を照会・提供することができ、申請書類の簡素化や添付書類の省略といった住民サービスの利便性向上が図られている。しかしながら、独自利用事務においても同様に情報連携を行うには、個人情報保護委員会に届出が必要となり、承認までに約９か月と長期間を要する。このため、承認を得られるまでの期間は申請者に対して所得証明といった添付書類の提出を求めざるを得ないため、制度の趣旨である住民サービスの向上や行政事務の効率化といった業務負担軽減を円滑に実現することができていない。	
担当省庁	総務省、デジタル庁
関係法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律　等

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市	佐野市
要望項目(大)	福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について
要望項目(中)	介護保険制度について
要望内容 　前年度の償還率に基づいた地域支援事業交付金の交付額の減額について、介護保険制度の財政運営の安定化を図るため、全額を当年度内に交付すること。	
提案理由等 　交付額の減額により年度内の歳入が不足し、市の財源（介護給付費準備基金）を取り崩している状態にある。地域支援事業費の大半を占める訪問・通所等事業費は、専門職によるケアマネジメントと住民の意向によって利用が決定されるため、自治体が歳出をコントロールすることは困難であり、実態に即した予算計上が必要なため。	
担当省庁	厚生労働省
関係法令	介護保険法

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市	足利市
要望項目(大)	福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について
要望項目(中)	外国人の受入環境整備について
要望内容 出入国在留管理庁、警察、自治体間において、外国人犯罪に関する情報共有を促進し、不法就労や不法滞在者の早期特定と退去強制を加速させていくネットワークの構築、生活ルールの理解促進のため、出入国在留管理庁の所管する「生活・就労ガイドブック」への新規言語を追加（スリランカ人の公用語である「タミル語、シンハラ語」）するとともに、「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の強力な推進により、水際対策の更なる強化や不法行為等に対する厳正な対処を行うこと。	
提案理由等 ・出入国管理庁の発表する国別在留外国人数（令和７年６月末時点）では、スリランカ人が９番目に多く、年々増加の傾向が見られている。また、本市における在留外国人数についても、令和４年（12 月末現在）の 5,080 人から令和７年（12 月末現在）には 6,981 人と増加が著しい状況にあり、国籍別にみるとスリランカ人やベトナム人の人口が多く、一部地域に集住する状況も見られる。 ・このような状況により、本市においてもゴミ出しや騒音などのトラブルが頻発するなど、地域住民への不安が広がっている。こうした治安の悪化が懸念される事態に対応するため、生活ルールを正しく理解させるための指導・啓発の強化に取り組んでいるが、抜本的な解決には至っていない。そのような指導・啓発への取組の一助とするため、出入国在留管理庁の所管する「生活・就労ガイドブック」に新たな言語として、スリランカの公用語である「タミル語・シンハラ語」を追加していただきたい。 ・在住外国人の増加に伴い不安視されるのが素性の分からない外国人の存在であり、不法就労や不法滞在が横行している可能性も考えられ、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを実現するためには、こうした不法行為をきちんと取締り、法やルールを逸脱する行為に対しては、公正・厳正に対処していくことが重要と考えている。今般、決定された「外国人の受け入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」の強力な推進により、水際対策の更なる強化や不法行為等に対する厳正な対処をお願いしたい。	
担当省庁　出入国在留管理庁	
関係法令	

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市	鹿沼市
要望項目(大)	福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について
要望項目(中)	重層的支援体制整備事業について
要望内容 　重層的支援体制整備事業交付金について、令和８年度以降の大幅削減方針を見直し、地域共生社会の構築に必要な財源を安定的に確保すること。	
提案理由等 　重層的支援体制整備事業交付金の大幅削減方針の見直しと、地域共生社会の構築に必要な財源の安定的確保を求めるものである。重層的支援体制整備事業は、複合的な課題を抱える住民を世代や分野を問わず包括的に支援する、国の重要な施策として位置付けられている。本市においても、令和６年度から移行事業、令和７年度から本格運用を開始するなど、どのような相談も断らず受け止め、複雑な課題の解きほぐしに取り組んできたところであるが、令和８年度以降の新規・既存実施自治体に対する交付基準額の大幅な見直しや、事業開始５年経過後の補助率引き下げにより、こうした体制の継続・充実が難しくなることが懸念される。地域住民や関係機関との信頼関係を積み重ね、ようやく体制整備が進んできた段階であり、事業の趣旨を踏まえた安定的な財源措置と、地域の実情に応じた柔軟な制度運用が図られるよう、慎重な検討を求めるものである。	
担当省庁	厚生労働省
関係法令	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市	下野市
要望項目(大)	都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について
要望項目(中)	交通・運輸対策について
要望内容 国が推進する自動運転バスは、深刻な運転士不足の解消や地方の移動手段確保といった地域公共交通の課題解決に資するものであり、今後、自動運転技術を持続可能な移動サービスとして定着していくためには、引き続き、様々な課題への対応が必要であることから、レベル４実装後の運行を対象とした補助制度の補助率などの拡充、路車協調システムや走行空間などインフラ支援の充実、関係省庁による横断的な技術的・財政的支援の強化を求めます。	
提案理由等 本市では本県初のレベル４運行を目指しており、自動運転技術を持続可能なサービスとして社会実装していくためには、安全性や社会受容性のさらなる向上、効率的な遠隔監視システムの構築、実験費用の確保、レベル４実装後の運行コスト低減など、今後も多くの課題を解決していく必要があります。 これらの対応を着実に加速させ、全国に展開するため、国による技術的・財政的な強力な支援を求めるものです。	
担当省庁	デジタル庁、国土交通省、経済産業省
関係法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市	日光市・那須烏山市
要望項目(大)	都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について
要望項目(中)	農業施策について
要望内容 農業振興地域の農用地区域に指定された農地では、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上のため、営農型太陽光発電設備の設置に伴う一時的な転用許可を認める例外要件が設けられているが、優良農地の適正な活用や長期的な保全のため、当該例外許可要件を強化するとともに、継続的な営農の実施および管理責任者と農業従事者の明確化の義務付け、圃場整備事業との整合性の確保のための適切な監督・指導体制の整備と違反時における実効性ある措置など、必要な関係法令等の見直しを行うこと。	
提案理由等 【日光市】営農型太陽光発電は本来、再生可能エネルギーの有効活用と、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上の両立に寄与することを目的とするものである。しかし、現行制度は農地法等の基準を満たせば、転用が厳しく制限されるべき農振農用地や第１種農地といった優良農地にも設備の設置が可能となっているため、営農より発電事業に重きを置く事業者が参入し、下部農地での営農や管理が十分に行われない事例が市内含め全国で多発している。この状況は、当初の目的に反し、優良農地の秩序を乱し荒廃を招くだけでなく、管理責任の不明確化、公的投資である圃場整備事業の妨げ、さらには地域農業者からの不信感といった深刻な課題を発生させている。よって、農地利用の適正化と地域農業の持続的発展を確保するため、実効性ある規制強化や法整備による厳格な制度の構築が必要であるため。 【那須烏山市】農振農用地区域内農地、甲種農地及び第１種農地といった優良農地は、日本の国土面積から見ても、将来に向けて半永久的に保全し、残していくべき貴重な資源と考えられる。例外許可要件として「平均的な単収と比較しておおむね２割以上減収しないこと」などの条件が設けられているものの、実際には収穫量の減少につながり、収益を生む農地としての価値を低下させる可能性がある。こうした優良農地の一時転用許可を認めることは、農地法の目的である農地の保全や食料供給の安定確保という趣旨に反するものであると考える。	
担当省庁	農林水産省
関係法令	農地法、農地法施行令、農地法施行規則、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法

要　望　議　案　の　概　要

栃木県市長会

提出市　　足利市
要望項目(大)　　大規模災害への対応及び防災対策の充実強化について
要望項目(中)　　防災・減災対策等の充実強化について
要望内容 　災害時の業務継続性の観点から、防災拠点となる市町村庁舎の安全性確保は喫緊の課題であり、未耐震となっている市町村庁舎の建替え等の整備が速やかに進められるよう、庁舎整備に関する財政支援制度を創設すること。
提案理由等 　平成 28 年 4 月の熊本地震を教訓として、耐震化が未実施の市町村本庁舎の建替えが緊急に実施できるよう、市町村役場機能緊急保全事業が創設されたものの、事業期間が平成 29 年度から令和 2 年度の 4 年間のみという限定的なものでした。 　しかしながら、新庁舎整備にあたっては様々な検討事項があり、長期的な視点での建設計画や、各方面の合意形成等、多くの時間を要するほか、厳しい財政状況下にあることから、庁舎の建替え等を終えていない市町村も相当数存在しています。 　令和６年１月の能登半島地震や令和７年１２月の青森県東方沖地震など、大規模な地震災害が頻発していることを鑑み、震災時の防災拠点である庁舎の耐震化を図るため、市町村役場機能緊急保全事業と同等の起債制度の創設や、緊急防災・減債事業債の対象範囲の拡充等、財政支援制度の創設を求めるものです。
担当省庁　　総務省
関係法令

資料 10

市町村第 897 号
令和８(2026)年３月 17 日

栃木県市長会長
栃木県町村会長
様

栃木県総合政策部長

令和８(2026)年度市町村長会議における協議事項について（照会）

このことについて、県と市町の当面する諸問題について、知事と市町長が意見交換を行うことを目的に、令和８年度も標記会議を下記のとおり開催いたします。
つきましては、当会議における協議事項について、下記により御提出くださいますようお願いいたします。

記

１　会議日時
令和８(2026)年５月 22 日(金)　15 時～17 時

２　協議事項について
市町に共通する当面の諸問題を選定の上、協議事項数は３項目以内

３　提出期限
令和８(2026)年４月 13 日（月）

４　提出方法
別添様式により電子メールで提出願います。
提出先：市町村課管理担当［shichoson-kanri@pref.tochigi.lg.jp］

市町村課管理担当　後藤
TEL 028-623-2113